

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」など 改正によるMSDS情報提供ご案内

1. 有害性未確認物質のMSDS作成方法について

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」(以下、化評法)の改正により、有害性未確認物質の基準が新設され、これに関する情報提供、取扱事業主における措置事項の義務などが施行されました。これにより、有害性未確認物質に該当する場合、MSDSに関連内容を記載し、川下ユーザへ譲渡・提供していただきますようお願い申し上げます。

❖ 法律の改正内容

- 化評法上、有害性未確認物質の新設
 - 有害性未確認物質を譲渡・提供する場合、関連情報の提供を義務付け
 - 有害性未確認物質を取り扱う事業主の管理責任

❖ 適用対象

- 改正法の施行日である2025年8月7日以降、化評法に基づき環境部に申告する化学物質のうち、有害性未確認物質に該当する化学物質又はこれを含む混合物のMSDS

❖ MSDS の作成における留意事項

- 有害性未確認物質を含む製品のMSDSを作成する場合、MSDSの15項（法的規制状況）に有害性未確認物質、有害性未確認項目、取り扱う上での留意事項を記載
 - 当該製品の構成成分が有害性未確認物質に該当する場合、これを明記すること
 - 有害性未確認物質の基準により、当該物質の有害性が未確認となっている項目を含めて記載[化評法第30条に基づき、必要な情報（化学物質の特性など）を供給者に要請することができる]
 - 取り扱い上の留意事項として「化学物質安全院が提供する有害性未確認物質の安全使用ガイドなどを参考にし、同法第5条による安全な取り扱いが必要」という文言を記載すること
- MSDSに有害性未確認物質の構成成分名が含まれない場合、化学物質の登録及び評価等に関する法律施行規則別紙第25号書式を通じて別途情報提供をすること
- 改正様式ではない既存様式(改正MSDS様式の猶予期間、～26.6.30)に有害性未確認物質に関する事項を記載する場合、当該内容を既存様式第15号マ目(その他)に法律名を明記して記載すること

○ (改正様式) 有害性未確認物質を含む製品の MSDS 15項の作成例示①

15. 法的規制現況

カ. 産業安全保健法による規制：

ナ. 化学物質管理法による規制：

ダ. 化学物資の登録及び評価等に関する法律による規制：(作成例示)

○ 有害性未確認物質(該当物質名)

* 混合物については、有害性未確認物質に該当する成分の物質名又は代替名称を括弧に追記すること(代替名称の記載時「化学物質の分類・表示および物質安全保健資料に関する基準」第17条第3項による代替名称の命名法に従い記載することを推奨)

- 未確認項目：(作成例示) 急性経口毒性

* ① 急性経口毒性(又は急性吸入毒性)，②復帰突然変異又は哺乳類培養細胞を用いる染色体異常，③魚類急性毒性，ミジンコ急性毒性又は淡水藻類生長阻害，④易分解性など化評法施行規則別表1の2 有害性未確認物質の基準から該当する内容を記載

- 取り扱い上の留意事項：(作成例示) 化学物資安全院が提供する有害性未確認物質の安全使用ガイドなどを参考にし、同法第5条による安全な取り扱いが必要

ウ. 危険物安全管理法による規制：

マ. 廃棄物管理法による規制：

バ. その他国内及び外国法による規制：

❖ (既存様式) 有害性未確認物質を含む製品の MSDS 15項の作成例示 ②

15. 法的規制現況

カ. 産業安全保健法による規制：

ナ. 化学物質管理法による規制：

ダ. 危険物安全管理法による規制：

ウ. 廃棄物管理法による規制：

マ. その他国内及び外国法による規制：

(作成例示)

○ 化学物資の登録及び評価等に関する法律：有害性未確認物質(当該物質名)

* 混合物については、有害性未確認物質に該当する成分の物質名又は代替名称を括弧に追記すること(代替名称の記載時、「化学物質の分類・表示および物質安全保健資料に関する基準」第17条第3項による代替名称の命名法に従い記載することを推奨)

- 未確認項目：(作成例示) 急性経口毒性

* ① 急性経口毒性(又は急性吸入毒性)，②復帰突然変異又は哺乳類培養細胞を用いる染色体異常，③魚類急性毒性，ミジンコ急性毒性又は淡水藻類生長阻害，④易分解性など化評法施行規則別表1の2 有害性未確認物質の基準から該当する内容を記載

- 取り扱い上の留意事項：(作成例示) 化学物資安全院が提供する有害性未確認物質の安全使用ガイドなどを参考にし、同法第5条による安全な取り扱いが必要

2. 規制物質の分類変更による MSDSの改訂について

「化学物資の登録及び評価等に関する法律」など改正により、有毒物質の分類が細分化され、施行されました。これにより、既存有毒物質に該当する場合、MSDSを改訂し、川下ユーザへ譲渡・提供していただきますようお願い申し上げます。

❖ 法律の改正内容

- 「化学物資の登録及び評価等に関する法律」, 「化学物質管理法」上の有毒物質の細分化
 - 有毒物質 → 人体等有害性物質(人体急性有害性物質, 人体慢性有害性物質, 生態有害性物質)
 - * 物質ごとの区分内容については、環境部「人体急性有害性物質, 人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」(旧「有毒物質の指定告示」)で規定

❖ 適用日

- 施行日: 2025年8月7日
- 情報提供の猶予期間: 2026年7月1日まで変更された規制情報を提供
 - * 環境部「人体急性有害性物質, 人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」(旧「有毒物質の指定告示」)の経過措置規定

❖ MSDS の作成における留意事項

- 改正法の施行日以降、新規で製造・輸入する製品のうち、人体等有害性物質を含む製品は、MSDSの15項（法的規制状況）に当該内容を正確に反映すること
- 既存MSDSは猶予期間中は使用可能であるが、情報提供の猶予期間までに法改正内容を反映したMSDSを作成・提供するものとし、猶予期間中であってもMSDSの改訂計画を立て、なるべく早めにMSDSを改訂し、川下ユーザに提供すること
 - * 15項(法的規制現況)の改訂はMSDSの再提出事由に該当しないため、MSDSシステム上、再提出する義務はない。
- 人体等有害性物質の該非については、環境部「人体急性有害性物質, 人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」(旧「有毒物質の指定告示」)を確認すること